

茨城県固定資産評価審議会の公開に関する要項

(趣旨)

第1条 この要項は、茨城県固定資産評価審議会条例（昭和37年10月6日茨城県条例第59号以下「審議会条例」という。）第5条の規定に基づき、茨城県固定資産評価審議会（以下「審議会」という。）の公開に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開)

第2条 会議は、原則として公開する。ただし、次のいずれかに該当する場合、会長が審議会に諮り、出席した委員の過半数の同意を得て、会議を非公開とする。

(1) 情報公開条例（平成12年茨城県条例第5号）第7条各号に掲げる不開示情報のいずれかに該当する、または該当する恐れがある事項について審議を行う場合

(2) 公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる場合

2 非公開となった議案の審議を行う場合、傍聴人及び報道関係者は退席しなければならない。

(会議の傍聴)

第3条 傍聴人の定員は、会場規模に応じてあらかじめ決する。

2 傍聴希望者（報道関係者を除く。）数が定員を超える場合は、傍聴人は抽選により決する。

(傍聴人の制限)

第4条 傍聴人の制限については、茨城県議会傍聴規則第10条（傍聴席に入ることができない者）の規定を準用する。

(傍聴人の遵守事項)

第5条 傍聴人の遵守事項については、茨城県議会傍聴規則第11条（傍聴人の守るべき事項）の規定を準用する。

(写真、ビデオ等の撮影及び録音等の禁止)

第6条 写真、ビデオ等の撮影及び録音等については、茨城県議会傍聴規則第12条（写真、ビデオ等の撮影及び録音等の禁止）第1項の規定を準用する。

(係員の指示)

第7条 傍聴人は、すべて係員の指示に従わなければならない。

(違反に対する措置)

第8条 傍聴人がこの規則に違反するときは、会長は、これを制止し、その命令に従わないときは、これを退場させることができる。

(会議開催の周知)

第9条 審議会の会議の開催は、開催決定後、開催日時、開催場所、議案名、傍聴定員、傍聴受付開始時間、その他必要な事項を周知するものとする。

2 周知方法は、茨城県ホームページへの掲載等により行うものとする。

(議案の公開)

第10条 議案は、審議会終了後に公開するものとする。

2 審議結果は、結果概要をとりまとめ、公開するものとする。

(雑則)

第11条 この要項に定めのない事項は、会長が定める。

附 則

この要項は令和6年3月13日から適用する。

茨城県議会傍聴規則（昭和45年6月6日・茨城県議会規則第1号）【抜粋】

（傍聴席に入ることができない者）

第10条 次に該当する者は、傍聴席に入ることができない。

- (1) 銃器、棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- (2) 張り紙、ビラ、掲示板、プラカード、旗、のぼり、垂れ幕、かさの類を携帯している者
- (3) はち巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用し、又は携帯している者
- (4) ラジオ、拡声器、無線機の類（携帯電話機及びパーソナルコンピュータ（以下「携帯電話機等」という。）を除く。）及び笛、ラッパ、太鼓その他の楽器の類を携帯している者
- (5) 写真機、ビデオカメラ、録音機の類（携帯電話機等を除く。）を携帯している者（第12条の規定により、議長の許可を得た者を除く。）
- (6) 酒気を帯びていると認められる者
- (7) その他議事を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者

2 議長は、必要と認めるときは、傍聴人に対し、係員をして、前項第1号から第5号までに規定する物品を携帯しているか否かを質問させることができる。

3 議長は、前項の質問を受けた者がこれに応じないときは、その者の入場を禁止することができる。

（傍聴人の守るべき事項）

第11条 傍聴人は傍聴席にあるときは、静粛を旨とし、次の事項を守らなければならない。

- (1) 議場における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- (2) 談論し、放歌し、高笑し、その他騒ぎ立てないこと。
- (3) 示威的行為をしないこと。
- (4) 帽子、外とう、えり巻の類を着用しないこと。ただし、病気その他の正当な理由がある場合は、この限りでない。
- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) みだりに席を離れないこと。
- (7) 携帯電話機等については、音が出ないように措置するとともに、議事に関する情報の閲覧又は記録（撮影及び録音等を除く。）以外に使用しないこと。
- (8) 携帯電話機及び情報通信機器（タブレット端末及びパーソナルコンピュータをいう。）については、議事に関連するウェブサイトの閲覧及び審議経過などを記録するためのワードプロセッサ機能の利用のみとし、消音措置を講じるなど、審議や他の傍聴者の妨げにならないよう使用すること。
- (9) その他議場の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

（写真、ビデオ等の撮影及び録音等の禁止）

第12条 傍聴人は、傍聴席において写真、ビデオ等を撮影し、又は録音等をしてはならない。ただし、報道関係者又は公益的見地から必要と認められる者であつて、議長の許可を得た者については、この限りでない。

2 （略）